

神奈川県地域医療構想（案）について（諮問）

平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、都道府県は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、医療提供体制を整備するため、地域医療構想を策定することとされた。策定に当たっては、医療審議会の意見を聴くこととされていることから、神奈川県地域医療構想（案）について諮問する。

1 これまでの経過

平成27年7月～9月	第1回保健医療計画推進会議及び地域医療構想調整会議（以下2つをあわせて「会議」という。）で必要病床数の推計結果等について情報共有、意見交換
10月21日	医療審議会に報告
10月～11月	第2回会議で都道府県間調整について検討
12月	第3回会議で構想区域間調整について検討、地域の
～平成28年2月	医療提供体制の現状等について情報共有、意見交換
2月～3月	第4回会議で骨子案について検討
3月18日	医療審議会に報告
5月～7月	第5回会議で素案について検討
7月5日	医療審議会に報告
7月15日	素案に対するパブリックコメントの実施
～8月15日	
9月～10月	第6回会議で構想(案)について検討

2 構想案の概要

第1章 基本的事項

1 策定趣旨

本県においては、全国平均を上回るスピードで高齢化が進展することが予測されており、医療・介護ニーズのさらなる増大が見込まれる。

そのため、2025年に向け、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制の整備、地域包括ケアシステムの構築、それらを支える人材の確保・養成を図ることを目的に、その取組みの方向性を示す。

2 構想の対象期間

平成37年（2025年）まで

3 構想の位置づけ

医療法第30条の4第1項に基づく都道府県の医療計画（神奈川県保健医療計画）の一部として位置づけられている。

4 構想の基本方針

(1) 神奈川の将来のめざすすがた

誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川

(2) 地域医療構想における3つの取組み

- ア 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築
- イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の充実
- ウ 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

第2章 神奈川県における将来の医療提供体制に関する構想

1 構想区域

横浜、川崎北部、川崎南部、相模原、横須賀・三浦、湘南東部、湘南西部、県央、県西の9区域（横浜を除く構想区域は、二次保健医療圏と一致。横浜は、3つの二次保健医療圏を合わせて1つの構想区域とする。）

2 神奈川県の現状・地域特性

人口、医療資源等の状況、基本診療体制の医療提供状況、疾患別の医療提供状況、救急医療の状況、在宅医療の状況について記載

3 神奈川県の医療需要等の将来推計

(1) 人口、医療需要の将来推計

- ・ 人口は平成32年（2020年）には減少
- ・ 医療需要（推計患者数）は増加、特に75歳以上の増加率が高い

(2) 平成37年（2025年）の病床数の必要量（単位：床）

	神奈川 県合計	横浜	川崎 北部	川崎 南部	相模原	横須賀 ・三浦	湘南 東部	湘南 西部	県央	県西
高度 急性期	9,419	4,187	687	856	808	780	539	752	541	269
急性期	25,910	10,687	1,808	2,327	2,305	2,210	1,585	2,140	2,071	777
回復期	20,934	8,883	1,437	1,569	1,710	1,913	1,303	1,404	1,852	863
慢性期	16,147	6,398	1,171	572	2,413	1,227	1,150	1,205	1,239	772
合計	72,410	30,155	5,103	5,324	7,236	6,130	4,577	5,501	5,703	2,681

(3) 平成37年（2025年）の在宅医療等の必要量（単位：人）

神奈川 県合計	横浜	川崎 北部	川崎 南部	相模原	横須賀 ・三浦	湘南 東部	湘南 西部	県央	県西
138,718	56,388	13,599	8,131	10,008	14,055	11,403	9,068	10,525	5,541

(2)及び(3)については、国が定める計算式により算出した、平成37年（2025年）の医療需要の将来推計に基づく推計値であり、必ずしも将来における変動要素（例：交通網の発達、医療技術の進歩等）をすべて勘案して算出したものではないことに留意が必要。

4 将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すための課題

将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実、将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた課題について記載

- 5 将来の医療需要を踏まえた医療提供体制を目指すための施策の方向性
- (1) 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築に向けた取組み
各医療機関の自主的な取組み及び地域医療構想調整会議を通じた地域の関係
団体等による取組みを基本とする。
- ア 病床機能の確保
- ・ 不足する病床機能への転換・整備の推進
 - ・ 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成
 - ・ 病床稼働率向上のための取組みの推進
- イ 病床機能等の連携体制構築
- ・ 地域の医療・介護の連携体制構築
 - ・ 主要な疾患等の医療提供体制の強化
- ウ 県民の適切な医療機関の選択や受療の促進に向けた普及啓発
- (2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実に係る取組み
- ア 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の基盤整備
- ・ 在宅医療の体制構築
 - ・ 在宅歯科医療における口腔ケア等の充実及び医科や介護との連携強化
 - ・ 薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上
 - ・ 小児の在宅医療の連携体制構築
 - ・ 地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築
- イ 在宅医療を担う人材の確保・育成
- ウ 県民に向けた在宅医療の普及啓発及び患者・家族の負担軽減
- ・ 家族・患者が身近に相談できる「かかりつけ医」等の普及啓発
- (3) 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み
- ア 医師、看護職員、歯科関連職種、薬剤師等の確保・養成
- ・ 勤務環境改善の取組み
 - ・ 県内勤務医師の確保、地域偏在や診療科偏在の解消、医師負担軽減に向けた取組み
 - ・ 看護職員の確保養成や定着対策、再就業の促進
- イ 病床機能の確保に伴い必要となる医療従事者の確保・養成（再掲）
- ウ 在宅医療を担う人材の確保・育成（再掲）

第3章 各構想区域における将来の医療提供体制に関する構想

- ・ 横浜から県西まで9つの構想区域ごとに、第2章の2～5と同様に記載

第4章 推進体制等

1 推進体制

8つの地域に設置された地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会による進行管理

2 評価の実施

指標等を用いた評価 このほか、データ集を作成